

Ver 1.2

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	青森県三菱製紙社有林間伐促進プロジェクト
プロジェクト 代表事業者名	三菱製紙株式会社 代表取締役社長 鈴木 邦夫 印



提出日 2012 年 8 月 9 日

受理日 2012 年 8 月 9 日

最終版提出日 2012 年 8 月 23 日

A:参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	三菱製紙株式会社(ミツビンセイシカブシキガイシャ)		
住所	東京都墨田区両国 2 丁目 10 番 14 号		
代表者氏名	鈴木 邦夫	担当者氏名	権藤 義弘
担当者所属	社長室	担当者役職	担当部長
担当者 E-mail	gondo_yoshihiro@mpm.co.jp	担当者電話番号	03-5600-1481
プロジェクトでの役割	プロジェクト全体の管理、モニタリング作業及び吸収量算定作業の管理、モニタリング報告書作成、教育訓練・内部監査の実施管理、各種データの保管管理		
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	北菱林産株式会社		
住所	岩手県北上市		
代表者氏名	古家 順	担当者氏名	小池 宏和
担当者所属	本社工場	担当者役職	
担当者 E-mail	Koike_hirokazu@mpm.co.jp	担当者電話番号	0197-67-0635
プロジェクトでの役割	プロット設定・面積の測量、プロット調査、モニタリング作業内容の確認、各使用機器の使用前点検等及び管理		
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)			
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	三菱製紙株式会社		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6	未開設		
ダブルカウントの防止の措置※7			
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: _____ 三菱製紙株式会社 _____		

<p>ダブルカウントの防 止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p>■ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>□ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p>□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p>■ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
----------------------------	---

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p>■ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p>■ ホームページ ホームページ URL: <u>http://www.mpm.co.jp</u></p> <p><input type="checkbox"/> 出版物（環境報告書/定期刊行物）</p> <p><input type="checkbox"/> その他 <u>具体的に:</u></p> <p><input type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p>■ 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。</p> <p><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</p> <p style="padding-left: 40px;">制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p>
--	--

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス吸収活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VÉR)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VÉR)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7:オフセット・クレジット(J-VÉR)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B:プロジェクト活動の概要①																																																																																																																	
B.1 プロジェクト活動	項目																																																																																																																
	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】 三菱製紙社有林で計画的に実施した間伐による CO₂ 吸収量をクレジット化し、展示会・音楽イベント等での排出量をオフセットすることを希望する事業者提供（販売等）し、地球温暖化防止活動及びその普及に貢献することです。</p> <p>【内容】 三菱製紙社有林において、間伐を行い、CO₂ 吸収量を増大させることです。</p>																																																																																																																
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>【森林の現況（森林タイプ（人工林、天然林の区別等）及び樹種別の面積が含まれていること）】</p> <p>三菱製紙株式会社七戸造林地は総面積 279.53ha で FSC 森林認証を 2009 年に取得しました。人工林約 45%、天然林約 55%です。人工林の内訳はスギ 92.75ha(約 75%)、カラマツ 30.05ha(約 24%)、アカマツ 1.54ha(約 1%)で、天然林はナラ主体の広葉樹の他にアカマツが約 6%あります。今回の J-VER 対象とした樹種、齢級等は次の通りです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>面積</th> <th>人工</th> <th></th> <th></th> <th>天然</th> <th>総計</th> </tr> <tr> <th>齢級</th> <th>スギ</th> <th>カラマツ</th> <th>アカマツ</th> <th>ナラ</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>1.54</td> <td></td> <td>1.54</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>4.39</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4.39</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>14.66</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>14.66</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>6.78</td> <td>6.38</td> <td></td> <td></td> <td>13.16</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>3.94</td> <td></td> <td></td> <td>5.00</td> <td>8.94</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td></td> <td>3.26</td> <td></td> <td></td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>29.77</td> <td>9.64</td> <td>1.54</td> <td>5.00</td> <td>45.95</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>蓄積</th> <th>人工</th> <th></th> <th></th> <th>天然</th> <th>総計</th> </tr> <tr> <th>齢級</th> <th>スギ</th> <th>カラマツ</th> <th>アカマツ</th> <th>ナラ</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>108</td> <td></td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>527</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>527</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>4251</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4251</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>2682</td> <td>1530</td> <td></td> <td></td> <td>4213</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>1340</td> <td></td> <td></td> <td>650</td> <td>1990</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td></td> <td>848</td> <td></td> <td></td> <td>848</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>8800</td> <td>2378</td> <td>108</td> <td>650</td> <td>11936</td> </tr> </tbody> </table>					面積	人工			天然	総計	齢級	スギ	カラマツ	アカマツ	ナラ		4			1.54		1.54	5	4.39				4.39	9	14.66				14.66	10	6.78	6.38			13.16	11	3.94			5.00	8.94	12		3.26			3.26	総計	29.77	9.64	1.54	5.00	45.95	蓄積	人工			天然	総計	齢級	スギ	カラマツ	アカマツ	ナラ		4			108		108	5	527				527	9	4251				4251	10	2682	1530			4213	11	1340			650	1990	12		848			848	総計	8800	2378	108	650	11936
面積	人工			天然	総計																																																																																																												
齢級	スギ	カラマツ	アカマツ	ナラ																																																																																																													
4			1.54		1.54																																																																																																												
5	4.39				4.39																																																																																																												
9	14.66				14.66																																																																																																												
10	6.78	6.38			13.16																																																																																																												
11	3.94			5.00	8.94																																																																																																												
12		3.26			3.26																																																																																																												
総計	29.77	9.64	1.54	5.00	45.95																																																																																																												
蓄積	人工			天然	総計																																																																																																												
齢級	スギ	カラマツ	アカマツ	ナラ																																																																																																													
4			108		108																																																																																																												
5	527				527																																																																																																												
9	4251				4251																																																																																																												
10	2682	1530			4213																																																																																																												
11	1340			650	1990																																																																																																												
12		848			848																																																																																																												
総計	8800	2378	108	650	11936																																																																																																												

	<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段 <R001 又は R002 の場合> 【間伐間隔】 概ね5から 10 年間隔で間伐を行う。</p> <p>【定量間伐か、定性間伐か】 初期の間伐においては、列状間伐を行い、後に定性間伐を行う。</p> <p>【間伐率】 間伐率は、概ね30%を上限とする。</p>																					
<p>B.2 採用技術</p>	<p>プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))</p> <table border="1" data-bbox="371 667 1382 862"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GPS 受信機 MOBILEMAPPER100</td> <td>アシテック</td> <td>10 年</td> <td>平成 24 年 1 月</td> <td>面積測量機</td> </tr> <tr> <td>レーザー距離計 TRUPULSE200</td> <td>レーザーテクノロジー</td> <td>10 年</td> <td>平成 21 年 8 月</td> <td>樹高測定器</td> </tr> <tr> <td>輪尺</td> <td>不明</td> <td>10 年</td> <td>平成 23 年 3 月</td> <td>胸高直径測定器</td> </tr> </tbody> </table>		機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	GPS 受信機 MOBILEMAPPER100	アシテック	10 年	平成 24 年 1 月	面積測量機	レーザー距離計 TRUPULSE200	レーザーテクノロジー	10 年	平成 21 年 8 月	樹高測定器	輪尺	不明	10 年	平成 23 年 3 月	胸高直径測定器
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																		
GPS 受信機 MOBILEMAPPER100	アシテック	10 年	平成 24 年 1 月	面積測量機																		
レーザー距離計 TRUPULSE200	レーザーテクノロジー	10 年	平成 21 年 8 月	樹高測定器																		
輪尺	不明	10 年	平成 23 年 3 月	胸高直径測定器																		
<p>B.3 プロジェクト 実施場所</p>	<p>実施事業所名</p> <p>七戸造林地</p>	<p>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) 青森県上北郡七戸町字野左掛 78-3 青森県上北郡七戸町字野左掛 78-6 青森県上北郡七戸町字野左掛 79-5 青森県上北郡七戸町字野左掛 86-1 青森県上北郡七戸町か唐松</p>																				
	<p>住所</p>	<p>(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について)に記</p>  <p>七戸造林地</p> <p>位置図 (1/50,000)</p>																				
	<p>概要</p>																					

B:プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間	2008年10月1日～2013年3月31日(4年6ヶ月)						
B.5 クレジット期間 ※1	2010年4月1日～2013年3月31日						
B.6 想定排出削減・吸収量 ※2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2			357	320	325	1,002
B.7 モニタリング報告の頻度	2012年に1回(クレジット期間の対象は2010年度、2011年度、2012年10月まで)						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称	2010年度:①流域育成林整備事業(育成単層林整備) ②流域育成林整備事業(機能増進保育) 2011年度:森林保全直接支援事業					
	補助金額 (申請額含む)	2010年度:①883,398円 ②5,360,012円 2011年度:未確定					
	補助対象年月日	2010年度:2010年12月20日～2011年5月31日 2011年度:2011年11月2日～2012年5月31日					
	補助金を受給していることを証明する書類	(施業履歴及び林齢樹種ごとの実測面積の証跡として使用する補助金受給事業については、資料を必ず添付すること) 補助金確定通知(除間伐)、補助金確定通知(抜伐り)					
備考	<p>①プロジェクトの吸収量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する。 プロジェクト遂行に影響を及ぼすリスクとして、雪害、豪雨、風倒、土砂崩れ、虫害、獣害、山林火災等が考えられる。</p> <p>②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する 雪害、豪雨、風倒、土砂崩れは、森林を健全な状態に管理することにより、リスクの低減を図る。 虫害、獣害は、天然林を保全することにより、人工林に対するリスクの低減を図る。 山林火災は看板設置等により注意喚起を行い、地元森林組合等の協力により見回りを実施することにより、早期発見に努め、被害の拡大を防止する。</p> <p>③モニタリング時にモニタリング計画書の樹種・林齢の情報と現地林分の状態の齟齬が発見された場合の対応策を記述する。 データを訂正し吸収量算出の誤りの発生のリスクを管理する。</p>						

※1:クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。

※2:想定排出削減・吸収量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てすること。

C:適用方法論										
C.1 適用方法論	方法論番号	No. R. <u>001</u> ver. <u>6.1</u>								
	方法論名称	森林経営活動による CO ₂ 吸収量の増大(間伐型促進プロジェクト)								
C.2 方法論の適格性基準との整合性	条件	説明 ※1								
	C.2.1 条件1	プロジェクト実施地は、青森県上十三地域森林計画に定められた民有林であり、森林法第 5 条に定める森林である。								
	C.2.2 条件2	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトは、北菱林産株式会社の森林施業計画書(認定番号七戸 20-1)の森林を対象としており、森林施業計画単位である。 ・森林施業計画は、2008 年 10 月 1 日からであり、2008 年 10 月 1 日以降に森林施業計画等に基づき施業(間伐)されたものである。 ・森林施業計画は、2013 年 4 月 20 日までの計画であり、2013 年 3 月 31 日までの計画策定がなされている。 ・森林施業計画では、2010 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までにおいて、プロジェクト実施地の転用及び主伐の計画はない。 								
	C.2.3 条件3	施業計画の認定番号 <u>七戸 20-1</u> (プロジェクト期間に係るすべての施業計画について認定番号を記載)								
	C.2.4 条件4	<R002(Ver.4.0 以降)又は R003(Ver.4.0 以降)の場合> 適用外								
C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">準拠の説明</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 一部準拠しない*</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/> 全く準拠しない		<input type="checkbox"/> 一部準拠しない*		<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する	
準拠の説明	説明									
<input type="checkbox"/> 全く準拠しない										
<input type="checkbox"/> 一部準拠しない*										
<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する										

	<p>C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択</p>	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 322 703 421">モニタリングパラメータ</th> <th data-bbox="703 322 946 421">モニタリングパターン</th> <th data-bbox="946 322 1406 421">選択の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 421 703 519">活動量</td> <td data-bbox="703 421 946 519"> <input type="checkbox"/> 森林 GIS <input checked="" type="checkbox"/> 実測 </td> <td data-bbox="946 421 1406 519">間伐後に実測を行うため</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 519 703 714">拡大係数</td> <td data-bbox="703 519 946 714"> <input type="checkbox"/> 実測 <input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等 </td> <td data-bbox="946 519 1406 714">京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書が利用可能なため</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 714 703 1050">収穫予想表</td> <td data-bbox="703 714 946 1050"> <input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等) <input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等) </td> <td data-bbox="946 714 1406 1050"> 公的機関が発行し、一般的に利用されているため 文献名: 青森県民有林 収穫予想表 林分材積表 該当ページ: 83、133、163、182 </td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 選択理由の説明においては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。</p>	モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由	活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS <input checked="" type="checkbox"/> 実測	間伐後に実測を行うため	拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測 <input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書が利用可能なため	収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等) <input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)	公的機関が発行し、一般的に利用されているため 文献名: 青森県民有林 収穫予想表 林分材積表 該当ページ: 83、133、163、182
モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由												
活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS <input checked="" type="checkbox"/> 実測	間伐後に実測を行うため												
拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測 <input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書が利用可能なため												
収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等) <input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)	公的機関が発行し、一般的に利用されているため 文献名: 青森県民有林 収穫予想表 林分材積表 該当ページ: 83、133、163、182												
<p>C.4 プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)</p>	<p>C.4.1 ベースラインシナリオ(BLS)の特定</p>	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>森林を適切な状態に保つために必要な間伐が 2008 年 10 月 1 日以降に実施されていない状態</p> <p>(ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 1393 743 1491">データの信頼性・入手可能性</th> <th data-bbox="743 1393 1396 1491">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 1491 743 1541"> <input type="checkbox"/> 低い </td> <td data-bbox="743 1491 1396 1541"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1541 743 1590"> <input checked="" type="checkbox"/> 低くない </td> <td data-bbox="743 1541 1396 1590"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 1787 783 1886">施業計画通りに実施しない可能性</th> <th data-bbox="783 1787 1396 1886">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 1886 783 1935"> <input type="checkbox"/> 可能性がある </td> <td data-bbox="783 1886 1396 1935"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1935 783 1984"> <input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない </td> <td data-bbox="783 1935 1396 1984"></td> </tr> </tbody> </table>	データの信頼性・入手可能性	説明	<input type="checkbox"/> 低い		<input checked="" type="checkbox"/> 低くない		施業計画通りに実施しない可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	
データの信頼性・入手可能性	説明													
<input type="checkbox"/> 低い														
<input checked="" type="checkbox"/> 低くない														
施業計画通りに実施しない可能性	説明													
<input type="checkbox"/> 可能性がある														
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない														

C.4.2BLS に 関連した温 室効果ガス 排出源・吸収 源の特定		(プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報)	
		転用の可能性	説明
	<input type="checkbox"/> 可能性がある		
	<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない		
		(温室効果ガス排出源・吸収源)	
		温室効果ガス排出源・吸収源	説明
		森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス、地下部バイオマス
		上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	なし
		<p>リーケージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックしたリーケージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。</p>	
		リーケージの種類	説明
		<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当なし
		<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当なし
		(温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準)	
		温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明
		<input type="checkbox"/> 使用	
		<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	

C.5 排出量・ 吸収量の定 量化	C.5.1 不確か なデータの使 用	(吸収量の定量化における不確かなデータの使用)	
		不確かなデータの使 用	説明
		<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収 量の過大評価がないことを説明すること。)
		<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	
	C.5.2 モニタリ ング対象とな らない排出 源・吸収源	(モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する)	
		モニタリング報告対象とな らないプロジェクト固有の排出 源・吸収源	説明
		<input type="checkbox"/> 存在する	
		<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない	
C.6 モニタリ ングプロット の設置		<p>(モニタリングプロットの設定方法に関する記述)</p> <p>樹種毎に最大 30ha に 1 箇所モニタリングプロットを設置</p> <p>30ha の林小班は、細分化し、そのうち 2 箇所モニタリングプロットを設置</p> <p>モニタリングプロットは、モニタリング方法ガイドラインのプロット設置方法に準拠し、 森林施業計画書、計画図を用いて設置予定箇所を選定した上で、現地の林分の生 育状況を加味して次の 6 箇所選定した。</p> <p>MP1: 斜面中腹より上の箇所に設置</p> <p>MP2: 斜面中腹より上の箇所に設置</p> <p>MP3: 斜面中腹より上の箇所に設置</p> <p>MP4: 斜面中腹より上の箇所に設置</p> <p>MP5: 斜面中腹より上の箇所に設置</p> <p>MP6: 斜面中腹より上の箇所に設置</p> <p>(モニタリングプロットに対応した資料の準備)</p> <p>資料 3-2 モニタリングポイント配置図 (現地踏査の結果)</p> <p>モニタリングプロット-2(MP-2)スギを、ほ 6 小班からほ 3 小班に移設することとした。 資料 3-2 モニタリングポイント配置図改</p>	
C.7 備考		<p>施業計画の長期の方針にあるように、森林の多面的機能を発揮するよう施業を実施 しています。</p>	

※1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。

D:その他																																									
	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。*届け出等が必要な場合は、届け出済みか、予定かを明記のうえ、予定の場合はいつごろ提出予定かも明示すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 65%;"></th> <th style="width: 15%;">該当しない</th> <th style="width: 15%;">該当する*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>森林・林業基本法</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td> ■第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/>その他(具体的に:) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>森林法</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td> ■第 5 条地域森林計画 ■第 11 条森林経営計画 ■その他(具体的に: 森林法第 25 条-保安林) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>種の保存法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>鳥獣保護法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>騒音規制法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>景観法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>環境影響評価法</td> <td style="text-align: center;">■</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>			該当しない	該当する*	1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	■第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)	2	森林法	<input type="checkbox"/>	■第 5 条地域森林計画 ■第 11 条森林経営計画 ■その他(具体的に: 森林法第 25 条-保安林)	3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	■	<input type="checkbox"/>	4	種の保存法	■	<input type="checkbox"/>	5	鳥獣保護法	■	<input type="checkbox"/>	6	騒音規制法	■	<input type="checkbox"/>	7	景観法	■	<input type="checkbox"/>	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	■	<input type="checkbox"/>	9	環境影響評価法	■	<input type="checkbox"/>
		該当しない	該当する*																																						
1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	■第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)																																						
2	森林法	<input type="checkbox"/>	■第 5 条地域森林計画 ■第 11 条森林経営計画 ■その他(具体的に: 森林法第 25 条-保安林)																																						
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	■	<input type="checkbox"/>																																						
4	種の保存法	■	<input type="checkbox"/>																																						
5	鳥獣保護法	■	<input type="checkbox"/>																																						
6	騒音規制法	■	<input type="checkbox"/>																																						
7	景観法	■	<input type="checkbox"/>																																						
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	■	<input type="checkbox"/>																																						
9	環境影響評価法	■	<input type="checkbox"/>																																						
D.1 関連する許認可及び関連法令																																									
D.2 ステークホルダー (森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント	<p>対象森林は、代表事業者所有山林であり、森林施業計画も代表事業者単独計画のため、他の利害関係者は存在しない。</p>																																								
D.3 その他特記事項	なし																																								